

福岡県公報

平成18年4月21日
第 2 5 2 4 号

目 次

告 示 (第854号-第870号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(出納事務局出納総務課) 2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 3
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の清算人の退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の清算人の退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の清算人の退任	(農地計画課) 7
○肥料取締法に基づく肥料の登録	(農業技術課) 7
○肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新	(農業技術課) 7
○肥料取締法に基づく肥料の登録事項の変更	(農業技術課) 8
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 8

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)10

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の実施	(警察本部生活環境課)13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の実施	(警察本部生活環境課)13
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)14

福岡県有明海区漁業調整委員会

○漁業法に基づく公聴会の開催	(漁 政 課)15
----------------	---------	---------

正 誤

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (平成十八年福岡県規則第二十七号) 中正誤16
--	---------

告 示

福岡県告示第854号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ともしび会
 - (2) 代表者の氏名
谷川 老子
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市原山町187番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族に対する理解を深める事業並びに精神障害者の地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業などを行い、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第855号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 福祉サービス・コアラ

(2) 代表者の氏名

境 和広

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県三池郡高田町大字北新開702番地

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、介護が必要な高齢者、障害者、病弱者等に対して、介護保険法に基づく訪問介護サービスや移送サービス事業に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、介護が必要な高齢者、障害者、病弱者等に対して、介護保健法に基づく訪問介護サービスや一般乗用旅客自動車運送事業に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第856号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	1	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内 財団法人福岡県警友会	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45箇所 (今回変更した売りさばき所 朝倉市甘木236-1 甘木朝倉交通安全協会交通会館 財団法人福岡県警友会甘木支部)	平成18年3月20日
旧事項			福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45箇所 (今回変更した売りさばき所 甘木市大字甘木236-1 甘木朝倉交通安全協会交通会館 財団法人福岡県警友会甘木支部)	
新事項	1	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内 財団法人福岡県警友会	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45箇所 (今回変更した売りさばき所 嘉麻市鴨生530 飯塚警察署稲築交番内 財団法人福岡県警友会飯塚支部稲築分会 嘉麻市上山田422-1 上嘉穂警察署山田警部交番内 財団法人福岡県警友会上嘉穂支部 山田市分会 嘉麻市大隈町418-3 上嘉穂警察署内 財団法人福岡県警友会上嘉穂支部 飯塚市仁保23-21 筑豊自動車運転免許試験場内 財団法人福	平成18年3月27日

旧事項			岡県警友会) 福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45 箇所 (今回変更した売りさばき所 嘉穂郡稲築町大字鴨生530 飯 塚警察署稲築交番内 財団法人 福岡県警友会飯塚支部稲築分会 山田市上山田422-1 上嘉穂 警察署山田警部交番内 財団法 人福岡県警友会上嘉穂支部 山 田市分会 嘉穂郡嘉穂町大字大隈418-3 上嘉穂警察署内 財団法人福 岡県警友会上嘉穂支部 嘉穂郡庄内町大字仁保字立石23 -21 筑豊自動車運転免許試験 場内 財団法人福岡県警友会)	
新事項	1	福岡市博多区吉塚本町13 番55号 博多サンヒルズ ホテル内 財団法人福岡県警友会	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45 箇所 (今回変更した売りさばき所 福岡市早良区百道1-5-15 早良警察署内 財団法人福岡県 警友会早良支部)	
旧事項			福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45 箇所 (今回変更した売りさばき所 福岡市早良区百道1-5-15 西警察署内 財団法人福岡県警 友会西福岡支部)	平成18年 4 月 3 日
新事項	1	福岡市博多区吉塚本町13 番55号 博多サンヒルズ ホテル内 財団法人福岡県警友会	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外46 箇所 (今回変更した売りさばき所 福岡市西区今宿町106-1 西 警察署内 財団法人福岡県警友	

旧事項		会西支部) 福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45 箇所	
-----	--	---	--

福岡県告示第857号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年 4 月 21 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 福岡東サティ
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原 6 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第858号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年 4 月 21 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 福岡東サティ

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6 外
2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営角田北部地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成18年4月21日から 平成18年5月24日まで	豊前市役所 築上町役場

福岡県告示第860号

久保土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
原田和彦	京都府勝山町大字大久保1936番地
佐井川 勇	〃 〃 大字松田3385番地
今地 稔	〃 〃 大字大久保1810番地2
吉武文治	〃 〃 〃 2070番地
久松 明	〃 〃 〃 2088番地2
元松博裕	〃 〃 〃 1846番地
吉竹 貞次郎	〃 〃 大字松田3358番地

梅本 正	〃 〃 〃 3410番地
加来 九州男	〃 〃 大字大久保1890番地
宮崎 富美生	〃 〃 大字松田3338番地

2 退任監事

氏名	住所
屋敷 利夫	京都府勝山町大字大久保2141番地
石本 政孝	〃 〃 〃 1968番地1
梅本 久男	〃 〃 松田3410番地

3 就任理事

氏名	住所
原田 和彦	京都府みやこ町勝山大久保1936番地
佐井川 勇	〃 〃 勝山松田3385番地
今地 稔	〃 〃 勝山大久保1810番地2
吉武 文治	〃 〃 〃 2070番地
久松 明	〃 〃 〃 2088番地2
元松 博裕	〃 〃 〃 1846番地
吉竹 貞次郎	〃 〃 勝山松田3358番地
梅本 正	〃 〃 〃 3410番地
加来 九州男	〃 〃 勝山大久保1890番地
宮崎 富美生	〃 〃 勝山松田3338番地

4 就任監事

氏名	住所
屋敷 利夫	京都府みやこ町勝山大久保2141番地
石本 政孝	〃 〃 〃 1968番地1
梅本 久男	〃 〃 勝山松田3410番地

福岡県告示第861号

中伊田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のように公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏 名	住 所
須崎 國雄	田川市大字伊田1709番地

福岡県告示第862号

筑後東部第2期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
友添 勲	柳川市三橋町吉開318番地
小野 一豊	〃 〃 〃 48番地
野田 嗣男	〃 〃 起田496番地
木下 榮三	〃 〃 木元238番地
石橋 勉	〃 〃 〃 210番地
金子 三郎	〃 〃 磯島302番地1
森田 弘幸	〃 〃 〃 249番地1
竹田 智	〃 〃 柳河413番地5
椛島 貞博	〃 〃 〃 457番地1
綿貫 勝	〃 〃 〃 488番地
水町 好	筑後市大字下妻516番地9
井口 眞	〃 〃 〃 551番地2
下川 重幸	〃 〃 馬間田1306番地

下川 清澄	〃 〃 〃 1104番地
古後 厚	〃 〃 富安193番地1
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地1
本園 和則	〃 立石226番地

2 退任監事

氏 名	住 所
大村 信洋	柳川市三橋町起田200番地
富安 隆卿	筑後市大字下妻250番地
新谷 朝生	柳川市矢加部684番地

3 就任理事

氏 名	住 所
友添 勲	柳川市三橋町吉開318番地
小野 一豊	〃 〃 〃 48番地
野田 嗣男	〃 〃 起田496番地
木下 榮三	〃 〃 木元238番地
石橋 勉	〃 〃 〃 210番地
森田 茂久	〃 〃 磯島569番地1
由衛 國壽	〃 〃 〃 445番地
椛島 貞博	〃 〃 柳河457番地1
竹田 智	〃 〃 〃 413番地5
桑原 繁松	〃 〃 〃 420番地2
水町 好	筑後市大字下妻516番地9
井口 眞	〃 〃 〃 551番地2
下川 重幸	〃 〃 馬間田1306番地
下川 哲也	〃 〃 〃 1295番地1
古後 厚	〃 〃 富安193番地1
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地1

吉 武 常 美	〃 立石95番地
---------	----------

4 就任監事

氏 名	住 所
富 安 隆 卿	筑後市大字下妻250番地
大 村 信 洋	柳川市三橋町起田200番地
新 谷 昭 嘉	〃 矢加部622番地

福岡県告示第863号

三橋南部土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
川 口 正 雄	柳川市三橋町白鳥409番地

2 就任理事

氏 名	住 所
森 福 美	柳川市三橋町白鳥441番地

福岡県告示第864号

解散した清算法人金川土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所

今 福 円 次	甘木市大字屋永3564番地
田 中 友 喜	〃 〃 3180番地
井 本 勝 彦	〃 〃 2896番地
植 木 幸 市	〃 大字桑原275番地 1
林 茂 利	〃 大字牛鶴447番地 2
林 康 正	〃 〃 1210番地
水 城 富士弥	〃 大字田島213番地 3
佐 藤 稜 人	〃 大字中島田251番地 2
奥 野 享	〃 〃 19番地
平 木 勝 俊	〃 大字小田1088番地 1
矢 野 博 巳	〃 〃 1734番地 1
小 島 八壽孝	〃 〃 648番地 1
松 岡 吉 寛	〃 大字相窪658番地
今 村 豊	〃 大字古賀217番地
加 峰 勇	〃 大字桑原605番地
釜 堀 正 治	〃 大字屋永857番地 1
井 上 孝 司	〃 大字中島田602番地 3

福岡県告示第865号

解散した清算法人福田第二土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
和佐野 勝 次	甘木市大字白鳥132番地
原 田 照 久	〃 大字小隈470番地 1
藤 田 勝 喜	〃 〃 397番地 1

和佐野 武 重	〃 大字白鳥677番地
原 野 善 光	〃 大字倉吉314番地
山 見 彰	〃 大字中寒水1832番地 1
林 清三郎	〃 大字平塚748番地 2
石 井 邦 廣	三井郡大刀洗町大字三川683番地 2
平 田 正 寛	〃 〃 大字栄田2932番地 1
矢 野 清 親	甘木市大字白鳥541番地
原 野 義 則	〃 大字倉吉97番地

福岡県告示第866号

解散した清算法人蜷城土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
手 嶋 三 樹	甘木市大字福光1050番地
木 下 典 已	〃 大字八重津962番地
空 閑 守	〃 大字鎌崎159番地
矢 野 靖 博	〃 大字八重津911番地
荻 野 良 三	〃 大字長田622番地
羽 野 斌	〃 〃 367番地 1
空 閑 和 信	〃 大字中54番地 2
空 閑 善 實	〃 大字片延68番地 3
大 楠 訓 司	〃 大字福光1001番地 1
飯 田 大 輔	〃 大字小田1435番地 2
重 松 邦 博	三井郡大刀洗町大字三川1707番地 2
平 田 廣 人	甘木市大字金丸300番地

豊 原 孝 守	〃 大字上畑58番地
---------	------------

福岡県告示第867号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2203号	副産植物質肥料	醗酵副産肥料	窒素全量 1.5 加里全量 9.0	公定規格 のとおり	平成21年 2月7日	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字 門司2732番地の4
第2204号	副産石灰肥料	ベレカル	アルカリ分 35.0	公定規格 のとおり	平成21年 3月29日	ビッググリーン有限 会社 福岡県久留米市野中 町1167番地 2
第2205号	副産石灰肥料	コナカル	アルカリ分 35.0	公定規格 のとおり	平成21年 3月29日	ビッググリーン有限 会社 福岡県久留米市野中 町1167番地 2

福岡県告示第868号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のように肥料を登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
------	-------	-------	-----------	--------	------	-----------------

第2057号	混合石灰肥料	腐植酸苦土石灰肥料	アルカリ分 50.0 可溶性苦土 9.0	公定規格 のとおり	平成20年 10月31日	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位 登1956番地
第2112号	副産石灰肥料	大地	アルカリ分 40.0 可溶性苦土 2.0	公定規格 のとおり	平成20年 10月24日	住金リコテック株式 会社 北九州市小倉北区許 斐町1番地
第2093号	混合有機質肥料	混合有機質肥料2号	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	公定規格 のとおり	平成20年 11月18日	株式会社上嶋商店 福岡県八女郡立花町 大字山崎2606番地の 1
第2108号	甲殻類質肥料粉末	3.5 カニ殻粉末	窒素全量 3.0 りん酸全量 5.0	公定規格 のとおり	平成20年 4月1日	株式会社上嶋商店 福岡県八女郡立花町 大字山崎2606番地の 1
第2167号	副産植物質肥料	副産植物質肥料1号	窒素全量 3.5	公定規格 のとおり	平成20年 10月2日	株式会社杜の蔵 福岡県久留米市三潴 町玉満2773
第1943号	蒸製骨粉	28.0脱こ う骨粉	りん酸全量 28.0	公定規格 のとおり	平成23年 11月19日	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字 門司2732番地の4
第2058号	混合石灰肥料	腐植酸苦土石灰肥料2号	アルカリ分 48.0	公定規格 のとおり	平成21年 1月3日	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位 登1956番地
第2133号	肉かす粉末	F R C肉粕11号	窒素全量 11.0	公定規格 のとおり	平成23年 11月18日	福岡レンジリング協 同組合 福岡県田川郡大任町 大字今任原字今入 1068-3番地
第2137号	混合有機質肥料	豊穰の女神2	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成21年 3月26日	株式会社資源開発 福岡県朝倉市杷木星 丸字京座545-1

第2096号	なたね油 かす及び その粉末	一回しば り圧搾な たね油か す粉末	窒素全量 4.8 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成24年 3月30日	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字 門司2732番地の4
--------	----------------------	-----------------------------	--	--------------	----------------	--------------------------------------

福岡県告示第869号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次のように肥料の登録事項を変更したので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成18年 4 月 21 日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	変更のあった事項	
				新	旧
第2017号	なたね油 かす及び その粉末	5.3なたね 油かす粉 末	平田産業有限会 社 福岡県朝倉市甘 木1330番地	福岡県朝倉市甘木 1330番地	福岡県甘木市大字 甘木1669番地の1
第2125号	なたね油 かす及び その粉末	圧搾なた ね油かす 粉末	平田産業有限会 社 福岡県朝倉市甘 木1330番地	福岡県朝倉市甘木 1330番地	福岡県甘木市大字 甘木1669番地の1

福岡県告示第870号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年 4 月 21 日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県宮竹野地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成18年4月21日から 平成18年5月24日まで	久留米市役所 久留米市田主丸総合支所
--------------------------	------------------------------	-----------------------

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

公用パーソナルコンピュータ等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）

- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年5月19日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注

する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

公用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約（5,331台）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成18年9月1日から平成23年8月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年5月31日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）
05	02	電気通信機器	
13	07	ソフトウェア開発	
13	08	リース・レンタル	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年4月21日（金）から平成18年5月31日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成18年5月10日（水）午後2時00分

(2) 場所

5の部局の指定する場所とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年5月31日（水）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局の指定する場所

(2) 日時

平成18年6月1日（木） 午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

Leasing contract, such as a public personal computer : 5331 sets

(2) Time Limit of Tender

5 : 15 PM on May 31, 2006

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel. 092-641-4141 (Ext. 2233)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第93号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年4月21日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成18年5月25日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

北九州市小倉北区城内5番1号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第94号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年4月21日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成18年5月24日（水） 13:30～16:30	田川郡川崎町大字田原804番地 川崎町総合福祉センター 集会室	田川警察署
平成18年5月30日（火） 13:30～16:30	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署
平成18年5月30日（火） 13:30～16:30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成18年5月31日（水） 13:30～16:30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署

2 猟銃等講習科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 注意事項
- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第95号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を、次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年4月21日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
法第2条第1項第1号に係る警備業務
- 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年5月24日（水）から同年6月2日（金）までの間（ただし、土、日曜日については休講とする。）	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日については、おおむね午後6時まで）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 3 受講定員
30名
- 4 受講対象者
受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。）（当該警備業務に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。）（当該警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通
※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (2) 前記4の受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 4(1)に該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書
- イ 4(2)に該当する者
合格証明書（1級）の写し

ウ 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

エ 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る検定合格証の写し

オ 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成18年4月25日（火）から平成18年5月22日（月）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間とする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

(4) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の30人に達したときは受け付けを締め切ることとする。

7 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

8 講習修了証明証の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

9 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、実技訓練（救急法、護身術）を行う際には、動きやすい服装を用意すること（講習施設に各受講者への貸与ロッカーあり。）。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県有明海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成18年4月21日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 小原博義

開催日時	開催場所	案件
平成18年5月8日 13時30分	福岡県柳川市三橋町高畑271 福岡県有明海水産会館講堂	1、農林水産大臣管轄漁場における区画漁業の漁場計画について 2、福岡県有明海区における区画漁業の漁場計画について

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 印刷 福岡市博多区東比恵二丁目九番二号
チユリエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)

目次

発行年月日	18・3・31	公報番号	2515 増刊②	種類	規則	同上番号	27	ページ	58	欄		行	備考	正	誤
								上	下	○					
														同項を同条第七項とし	同項同条を第七項とし